

# 労務対策セミナーの開催について

日時：9月24日（木）14:00～15:30

千葉県トラック総合会館 2F

## セミナー内容 残業対策 歩合給か固定残業代か

### 過労死認定のポイントは長時間労働

### 異常な出来事、過重負荷務での過労死認定はまれ



10月1日～7日は全国衛生週間、11月は「過労死等防止啓発月間」です。労働時間の上限規制の運送業への適用は2024年からです。過労死による損害賠償額もとうとう数億円という事例も出ています。労働基準監督署はわたくしの実感では異常な出来事など認定の根拠にせず長時間労働のみを判断基準にしています。残業不払い問題では歩合給なのか通常の手当てなのかのトラブルも発生しています。いずれにしても長時間労働の是正は喫緊の課題です。長時間労働是正の方策を探りたいと思います。

お申込み・お問合せ：TEL 043-239-5348（交通環境課）

FAX 043-246-7372

TEL 043-239-5349（安全環境推進相談室）

ダンディーすぎる  
社会保険労務士

曾我 浩

申込日：令和2年9月24日

## 労務対策セミナー 参加希望申込書

所在地	〒 _____			
(ふりがな) 会社名	_____		支部名	_____
連絡先	TEL	_____	FAX	_____
参加者	役職名		氏名	
	役職名		氏名	
	役職名		氏名	

※1：受講人数の上限は、50人までとなります。

先着順となりますのでご了承ください。

※2：当セミナーは参加人数によって講話ではなくディスカッション形式で行う予定です。

※3：当セミナーは、会員様のみ利用可能となっております。

千ト協受付印欄

受理済 ・ 満席

※記入しないで下さい

FAX：043-246-7372】